

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和6年4月～6月分・高校新1年生)

申請をしなければ就学支援金を受けることができません！

制度の詳細は別添のリーフレットをご確認ください。

※今回は令和6年4月～6月(3か月)分の申請です。

令和6年7月～令和7年6月(12か月)分については別途通知(6月頃)により申請してください。

○ 申請をしない場合も意向登録が必要です。

「意向の登録(就学支援金を申請する・しない)」については、全員登録する必要があります。

必ずログインをして、e-Shien(高等学校等就学支援金事務処理システム)上で意向登録を行ってください。

また、申請期日を過ぎて意向登録を行っていない方については、全て申請の「意向なし」として取り扱いますのでご了承ください。

1 提出方法

今年度就学支援金申請についてはすべて**オンライン申請**となっています。

★ **4月24日(水)**までに、次の①・②・③を行ってください。

- ① 配付された「**ログイン ID 通知書**」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、**e-Shien システム**にログインしてください。



<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

- ② 就学支援金申請の意向登録(意向あり/意向なし)を行ってください。
(「意向なし」の方はこちらで手続きは終了です)

- ③ ②で「意向あり」の登録をされた方は、個人番号等の必要事項を入力し、システム上で提出を行ってください。
詳細は「**e-Shien 申請者向けマニュアル**」をご参考ください。

e-Shien の操作で困ったら…

別添の「**高等学校等就学支援金 よくある質問(Q&A)**」を確認してください。

裏面の注意事項もご確認ください

2 注意事項

【申請者全員】

- ・ **令和6年4月～6月分の、3か月分が支給対象**となります。申請期限を過ぎた場合、満額の支給ができない場合がございますのでご注意ください。ご事情があって申請が間に合わない場合は、必ず期限までに学校事務室までご相談ください。
- ・ e-Shien 上で受給資格認定申請を行う際、「収入状況提出方法」は選択制になっておりますが、必ず**以下のいずれかの方法**をお選びください。
(「e-Shien 申請者向けマニュアル②新規申請編」P12 参照)

①「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」

…マイナポータルを經由してマイナンバーカードを使って申請する方法です。
こちらを選択すると、申請ごとに毎回自己情報の提出が必要となります。
マイナポータルのメンテナンス期間は使用できないため、ご注意ください。

②「個人番号を入力する」

…e-Shien 上で直接マイナンバーを打ち込む方法です。
こちらを選択すると、一度認定された場合、次回以降の申請で再度入力する必要がなくなるなどメリットが多いため、学校ではこちらをおすすめしています。
チェックすると番号入力の枠が出てくるので、提出前に必ずご入力ください。
(入力を忘れた場合は差戻を行うので、学校事務室までお知らせください)

※神奈川県に提出後、上記方法で税額が判明しなかった場合は、別途令和5年度課税証明書のご提出をお願いすることがあります。

あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

- ・ 申請に不備がない場合は7月上旬までに申請結果の通知および支給を予定しています。
- ・ **令和6年7月以降分については、再度申請が必要になります。別途通知(6月頃)により、申請してください。**

【一部対象者のみ】

- ・ 課税証明書を提出する場合は、令和5年度課税証明書(令和4年中の市町村民税の「課税標準額」と「調整控除の額」がわかるもの)を課税地の市町村に発行するよう依頼してください。
- ・ 「生活保護受給者証明書」は、福祉事務所長が発行した生活保護の始期・発行年月日が記載されたものを提出してください。(「支給証」ではありません。)